

三浦都市計画高度地区の変更（三浦市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

| 種 類 | 面 積 | 建築物の高さの最高限度又は最低限度 | 備 考 |
|---|---------|---|-----|
| 第 1 種高度地区 | 約 203ha | 建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最高限度は 12 メートルとする。 | |
| 第 2 種高度地区 | 約 280ha | 建築物の高さの最高限度は 15 メートルとする。 | |
| 第 3 種高度地区 | 約 60ha | 建築物の高さの最高限度は 20 メートルとする。 | |
| 合 計 | 約 543ha | | |
| <p>(制限の緩和)</p> <p>市長が公益上必要な建築物又は建築物の用途上及び周囲の状況によりやむを得ない建築物として認め、市街地環境の向上に寄与するものとして三浦市都市計画審議会の意見を聴いた上で許可したものは、高度地区による高さの制限を緩和する。</p> <p>(適用の除外)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は、建築物の高さの最高限度を適用しない。</p> <p>(1) 都市計画法第 12 条の 4 に規定する地区計画等を定めた区域のうち、建築物の高さの最高限度が定められている区域内において建築物の建築を行う場合。</p> <p>(2) 高さ制限を超える既存建築物（この都市計画決定の告示の日に、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物で、当該規定による建築物の高さの最高限度を超えるものをいう。以下同じ。）の場合。ただし、工事の継続性が認められない場合においては、適用の除外を解除することができる。</p> <p>(3) 高さ制限を超える既存建築物について、大規模な修繕、大規模な模様替え若しくは用途変更を行う場合又は建築物の高さの最高限度の範囲内において改築を行う場合。</p> <p>(4) 高さ制限を超える既存建築物について、建築物の高さの最高限度の範囲内において増築を行う場合で、市長が市街地環境の維持に支障がないと認められるものとして、三浦市都市計画審議会の意見を聴いた上で許可した場合。</p> | | | |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙、理由書のとおり